

ソフィア経済人倶楽部会則

2009年12月15日制定
2010年05月10日改定
2011年07月05日改定
2013年05月16日改定
2014年09月26日改訂
2015年11月10日改定
2016年08月02日改定
2016年11月15日改定
2021年11月24日改定

第1章 総則

第1条（会の名称）

本会はソフィア経済人倶楽部（以下「本倶楽部」という）と称する。

会の英語名称は Sophia Business Club(SBC)とする。

第2条（事務局の設置）

本倶楽部は事務局を〒102-8554千代田区紀尾井町7-1上智大学内に置く。

第3条（目的）

本倶楽部は、上智大学ソフィア会の会員で、産業経済界を始め各分野で活躍する経営者、管理者、専門職、それらを勇退されたソフィアン、及び会の主旨に賛同されたソフィアンを対象とし、会員相互の知的啓発、相互の協力並びに親睦を図り、母校上智大学の発展に寄与し、グローバルな産業経済の発展、建学の精神に基づく社会貢献等を行うことを目的とする。

第4条（事業）

本倶楽部は前条の目的を達成する為、次の活動を行う。

1. 会員相互の知的啓発及び親睦を図る為、情報交換、意見交換の場を提供すると共に、講演会、シンポジウム、セミナー、賀詞交歓会、産学連携の公開講座等を開催する。
2. 会員名簿を作成し、刊行する。
3. その他本倶楽部の目的を達成する為、必要と認められた活動を行う。

第2章 会員

第5条（会員資格）

- 1、本倶楽部の会員は、上智大学ソフィア会の会員で、原則として、産業経済界を始め各分野で活躍している経営者、管理者、専門職、それらを勇退されたソフィアン、及び会の主旨に賛同されたソフィアンとする。ソフィアンには、上智社会福祉専門学校、上智大学短期大学部の卒業生、並びにソフィア会登録団体の中で会員として認められた会員を含む。
- 2、会の主旨に賛同した現役学生は会員資格を有しこれを学生会員という。

第6条（入退会）

1. 入会及び退会は、本人の書面による申請に基づくものとする。但し、入会には本倶楽部会員の1名以上の推薦と運営委員会の承認を必要とする。
2. 会員として不適当と思われる場合には、理事会の決議により退会させることができる。

第3章 役員

第7条（役員構成）

本倶楽部に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	5名以内
専務理事	1名
常務理事	若干名
理 事	30名以内
監査委員	2名
法務委員	1名
顧 問	若干名
相談役	若干名
委員長	各委員会に1名
名誉会長	若干名
名誉顧問	若干名
名誉理事	15名以内

第8条（役員職務）

1. 会長は本倶楽部を代表し、会務を統括し、理事会及び運営委員会の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 専務理事は理事の筆頭として会長、副会長を補佐し、運営委員会を統括する。
4. 常務理事は、専務理事を補佐し各委員会の活動を調整するとともに、理事会及び運営委員会の運営全般を支援する。
5. 理事は理事会の構成員として本倶楽部に関する重要事項を審議、議決する。
6. 監査委員は会計監査を行う。
7. 法務委員は会の法務に関する助言・指導を行う。
8. 顧問、相談役、名誉会長、名誉顧問、名誉理事は重要事項につき会長の諮問に応じ、理事会において意見を述べる事が出来る。

第9条（役員選任）

1. 役員は理事会において選任し、会員大会で報告する。
2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において、第12条1項に定める理事等の互選により選出する。

第10条（役員任期、再任）

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選出された役員の任期は他の在任役員の任期と同じとする。

第4章 理事会

第11条（理事会の設置）

本倶楽部は、理事会を設置する。

第12条（理事会の構成、権限等）

1. 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、理事（以下、「理事等」という）と、監査委員、法務委員、及び各委員会の委員長（以下、「常任オブザーバー」という）を以って構成する。
2. 理事会は、本倶楽部の最高決議機関であって、本倶楽部の運営及び活動に関する以下の重要事項を審議決定し、本倶楽部の会務の責に当たる。
 - 1) 基本理念・目的の変更
 - 2) 委員会の設置、組織の改変
 - 3) 役員、各委員会の委員長、各委員会担当理事の選任、解任及び運営委員会の構成員の選任・解任
 - 4) 各年度の重点目標、事業計画及び予算の決定並びに事業報告及び決算の承認
 - 5) 会則及び細則の改廃
 - 6) 会費・維持会費制度の導入・変更・廃止
 - 7) 会員の退会の決議、ただし自主的な退会を除く
 - 8) その他、理事会において審議、決定するのが相当であると思われるもの
3. 理事会は前項に定める他、運営委員会に会務を委嘱することができる。

第13条（理事会の開催、運営）

1. 理事会は、原則として5月及び11月の年2回開催する。
2. 理事会の招集通知は、会長が開催日時、場所、議題を記した書面又は電磁的方法で理事会構成員に通知しなければならない。
3. 常任オブザーバーは、理事会に出席し意見を述べる事が出来るが、議決権の行使は出来ないものとする。
4. 理事会の議決は、出席した理事等の過半数をもって成立し、可否同数のときは議長がこれを決する。委任状を提出した理事等は、理事会に出席したものとみなす。

第14条（臨時理事会）

1. 会長が必要と認めた場合又は理事等の1/3以上の請求があった場合、会長は臨時理事会を招集する。
2. 臨時理事会においては、電磁的方法により招集を通知することができる。
3. 臨時理事会においては、理事等は電磁的方法で理事会に出席し、電磁的方法で議決権を行使することができる。

第5章 委員会

第15条 (委員会の設置)

1. 本倶楽部の円滑な運営を行うために運営委員会を設置する。運営委員会の詳細は、別途「運営委員会細則」に定める。
2. 本倶楽部に、以下の委員会を常設の委員会として設け、必要に応じて委員会を開催する。
 - 1) 総務委員会、財務委員会、組織委員会、事業企画委員会、広報委員会、国際委員会、地域委員会、産学共同教育委員会
 - 2) 委員会の業務内容については、各委員会において細則を定め運営する。

第6章 会員大会

第16条 (会員大会の開催)

1. 会員大会は、原則として年1回開催する。
2. 前項の開催通知は、会長が書面またはその他の方法で行う。

第17条 (会務報告)

1. 会員大会においては、会務報告を行う。
2. 第16条第1項の例外として会員大会を開催しない場合は、本倶楽部のHP上に会長挨拶及び会務報告を掲載する。

第7章 会計

第18条 (運営資金)

本倶楽部の運営に必要な資金は行事参加費、維持会費、寄付金、その他収入でまかなう。

第19条 (会計年度)

本倶楽部の会計年度は毎年10月1日より翌年9月30日までとする。

第8章 雑則

第20条 (規定外事項等)

本倶楽部の会則に規定なき事項は、別途定める細則による。会則、細則に定めのない時は、理事会の決議によりこれを定める。

(附則) 本会則は、理事会で承認された日より施行する。